

第1号様式（第6条関係）

- 代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
- 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 名古屋市長

排出事業者（解体工事の場合、元請業者）を記入してください。

住 所 名古屋市〇〇区△△町□□-〇
(所在地)

氏 名 ○○株式会社

(名称及び代表者氏名) 代表取締役 名古屋 太郎

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称 (工事名称を記入して下さい)	〇〇工場アスベスト除去工事	アスベストが発生する工事名称と保管場所を記入してください。
--------------------------	---------------	-------------------------------

事業場の所在地	名古屋市〇〇区△△町□□-〇	電話番号 (052) 〇〇〇-〇〇〇
---------	----------------	--------------------

事業場で発生する特別管理産業廃棄物の種類 (排出される特定有害廃石綿等の予定数量、搬出予定日、運搬及び処分を委託する業者名を記入して下さい。)	特定有害廃石綿等	予定排出量 〇〇m ³
	搬出予定日 〇〇年〇〇月〇〇日	搬出予定日 〇〇年〇〇月〇〇日
	運搬業者 株式会社□□	運搬業者 株式会社□□
	処分業者 株式会社△△	処分業者 株式会社△△

特別管理産業廃棄物管理責任者（未設置の事業場の場合は、予定されている方）の職名、氏名及び資格 (資格については、裏面の「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格」中の該当する番号を記入し、学歴、職歴、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習については、資格に関するものについて記入してください。)	(フリガナ) ナゴヤ ハナオ	保管状況の確認をさせていただくときに連絡させていただく場合があります。 (対応者が特別管理産業廃棄物管理責任者と異なる場合は担当者名も記入してください。)
職名 現場監督	氏名 名古屋 花夫	
連絡先（電話番号）	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (担当:〇〇)	

資格	裏面「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格」中、(9)に該当。							
・ 学歴（資格に関する学歴を記載してください。）								
<table border="1"> <tr> <td>卒業した学校名</td> <td>卒業課程</td> <td>修得科目</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		卒業した学校名	卒業課程	修得科目				
卒業した学校名	卒業課程	修得科目						
・ 職歴（産業廃棄物の処理に関する実務経験を記載してください。）								
<table border="1"> <tr> <td>実務内容</td> <td>職務期間</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		実務内容	職務期間			年		
実務内容	職務期間							
・ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習について								
<input checked="" type="checkbox"/> 講習を修了 <input type="checkbox"/> 講習を受講予定								

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置した日（設置予定日）	〇〇年〇〇月〇〇日	管理責任者の方がこれから講習会を受講しようとしている場合はこちらにチェックしてください。
--------------------------------	-----------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者となる資格を証明する書類（講習修了証等）を添付してください。

アスベストの保管が始まる予定日を記入してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

- 1 2年以上、環境衛生指導員の職にあった方
- 2 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 3 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 4 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 5 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 6 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 7 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 8 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 9 名古屋市長が指定する機関が実施する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習を修了した方